

**「法令にあたる」ってなに？**

---

**まず、大前提として、**

**税理士という税に関するプロフェッショナル  
であることを前提とした場合、**

**私たちが各種取引に関する取扱いを検討する際の指標は  
「法令」しかありません。**

**憲法29条 財産権**

**憲法84条 租税法律主義**

**財産権に対する制約**

**法令で規定されたものしか租税として徴収できない**

**本法：法人税法とか**

**施行令：法人税法施行令とか**

**施行規則：法人税法施行規則とか**

**通達：法人税基本通達とか**

**裁決、判例：過去の審判所の裁決事例や裁判所の判例**

**改正税法のすべて：改正税法に関する解説**

**参考書、解説書など**

**「法令にあたる」ことを継続できる人は、**

**税理士としての価値が向上！**

**なぜそうなるのかを説明することが出来る**

**税理士として自信をもって業務に臨むことが出来る！**

**雰囲気の仕事をしてしない**

**適切なリスクヘッジが出来る**

**メールや成果物の質が向上！**

理解度の差が成果物に出ます

## 一般的な検討手続きは？

**【前提の確認】** どのような取引なのか

**【法令の確認】** 法令にどのように規定されているか

判断に困ったら

その既定の趣旨はなにか

裁決、判例における事例はあるか

法令をベースに作成されている書籍等も確認

**法令にあたる手続きは、  
日々の業務では少し遠回りな感覚を持つ方もいるかと思いますが、  
数年後のパフォーマンスに大きく影響してきます。**

**日々の研鑽方法の例：  
いきなり法令にあたるのはハードルが高いので**

**解説書等を読んで外観を理解する  
実際に法令を確認して、どのような構成になっているか、どのよ  
うな表現になっているかを読んでみる**

**近道はありませんが、日々の知識、経験の積み重ねがすべて次の業務に活かされるのが税理士業です。**

**税理士業では、商品は自分自身です。  
自分自身（やその持っているスキル）に対して業務を依頼したり、報酬を支払ってもらっていると考えてください。**

**クライアントにとってそのときに「自分自身が」最善と思うサービスを提案・提供するのが税理士業です。**

**求められるレベルは思っている以上に高いです。**



**どこで法令を確認することができる？**

**第一法規WEBサービス D-1 Law**

<https://zei-ptl.d1-law.com/auth/smlogin119.jsp>

**税研ウェブサービス（右上の法令集）**

<https://login.member.zeiken.co.jp/login>